亀山市告示第173号

亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金交付要綱の一部を 改正する告示を次のように定める。

令和4年8月1日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金交付要綱(令和3年亀山市告示第154号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

(定義) 第5条 補助金の額は、新型コロナウイルス感染症対策支援事業に要した費用の額から寄附金の額その他市長が認めた収入額を控除して得た額(その額が、次の各号に掲げる民間保育所等の<u>補助金の交付の対象となる年度の4月1日時点</u>における認可定員数に応じ、当該各号に定める額を超える場合は、当該額)を限度として、予算の範囲内において市長が定める。

改正後

 $[(1) \sim (3)$  略]

改正前

(定義)

第5条 補助金の額は、新型コロナウイルス感染症対策支援事業に要した費用の額から寄附金の額その他市長が認めた収入額を控除して得た額(その額が、次の各号に掲げる民間保育所等の<u>令和3年4月1日時点</u>における認可定員数に応じ、当該各号に定める額を超える場合は、当該額)を限度として、予算の範囲内において市長が定める。

 $[(1) \sim (3)$  略]

備考表中の「一」の記載は注記である。

附則

この告示は、公表の日から施行する。